

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

郷 原 拓 男

鹿屋市条例第 11 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第22号

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部改正について

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部を改正する条例

鹿屋市王子遺跡資料館条例（平成18年鹿屋市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市王子遺跡資料館の適正な維持管理を行うため、休館日を改めたいので、本案を提出するものである。